

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による 事務処理特例	備考	担当課	担当係
企画財政部							
1		武蔵村山市補助金等交付規則			補助金等の交付決定等については、手続条例第3条第12号において適用除外されています。	財政課	財政・検査
2	指定管理者の指定の取消し等	武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例	第9条第1項			企画政策課	行政管理
3		武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例			第5条第1項の「指定管理者の指定」は、申請に対する処分に該当するものと考えますが、その手続には議会の議決が必要なため、手続条例第3条第1号の適用除外に適用するため洗い出しておりません。	企画政策課	行政管理
4	使用料の徴収	武蔵村山市行政財産使用料条例	第1条		【共通担当部署】環境課	企画政策課	資産経営
5	延滞金の徴収	武蔵村山市行政財産使用料条例	第8条第2項		【共通担当部署】環境課	企画政策課	資産経営
総務部							
6	行為の許可の取消し等	武蔵村山市庁舎管理規則	第8条第3項			総務契約課	総務
市民部							
7		武蔵村山市印鑑条例			第23条に武蔵村山市行政手続条例の適用除外があるため洗い出しておりません。	市民課	窓口
8	手数料の徴収	武蔵村山市事務手数料条例	第1条			市民課	窓口
9	行為の許可の取消し等	武蔵村山市役所緑が丘出張所庁舎管理規則	第8条第4項			市民課	出張所
10		武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例			第23条に武蔵村山市行政手続条例の適用除外があるため洗い出しておりません。	保険年金課	国民健康保険
11	過料	武蔵村山市国民健康保険条例	第10条から第12条まで			保険年金課	国民健康保険、医療費適
12	延滞金の徴収	武蔵村山市後期高齢者医療に関する条例	第5条第1項			保険年金課	後期・年金
13	過料	武蔵村山市後期高齢者医療に関する条例	第8条及び第9条			保険年金課	後期・年金
14		武蔵村山市税賦課徴収条例			第4条に武蔵村山市行政手続条例の適用除外があるため洗い出しておりません。	課税課	諸税、市民税、土地、家屋
15		武蔵村山市都市計画税条例			第7条に武蔵村山市行政手続条例の適用除外があるため洗い出しておりません。	課税課	土地、家屋

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による 事務処理特例	備考	担当課	担当係
協働推進部							
16		武蔵村山市認可地縁団体印鑑規則			武蔵村山市印鑑条例に倣い、洗い出しておりません。	協働推進課	協働推進
17	使用許可の取消し等	武蔵村山市立地区集会所設置条例	第7条第1項		【共通担当部署】文化振興課	協働推進課	協働推進
18	使用料の徴収	武蔵村山市立地区集会所設置条例	第8条第1項		【共通担当部署】文化振興課	協働推進課	協働推進
19	利用許可の取消し等	武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンター設置条例	第12条第1項			協働推進課	協働推進
20		武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンター設置条例			第13条及び第15条の利用料金の徴収、減免及び返還承認は、私法上の金銭の取扱いになり、処分に当たらないため、洗い出しておりません。	協働推進課	協働推進
21	退去命令等	武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンター設置条例施行規則	第9条			協働推進課	協働推進
22	利用許可の取消し等	武蔵村山市立温泉施設設置条例	第8条			産業観光課	観光
23		武蔵村山市立温泉施設設置条例			第9条及び第11条の利用料金の徴収、減免及び返還承認は、私法上の金銭の取扱いになり、処分に当たらないため、洗い出しておりません。	産業観光課	観光
24	指定等の取消し等	武蔵村山市企業誘致条例	第8条			産業観光課	商工
25		武蔵村山市小口事業資金融資条例			この条例は、事業資金の融資(契約行為)について定めたものであるため洗い出しておりません。	産業観光課	商工
環境部							
26	使用料の徴収	武蔵村山市行政財産使用料条例	第1条		【共通担当部署】企画政策課	環境課	公園緑地
27	延滞金の徴収	武蔵村山市行政財産使用料条例	第8条第2項		【共通担当部署】企画政策課	環境課	公園緑地
28	勧告履行命令	武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等の防止に関する条例	第9条			環境課	環境保全
29	過料	武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等の防止に関する条例	第10条			環境課	環境保全
30	応急の措置の命令	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第98条第4項	○		環境課	環境保全
31	汚染の拡散の防止の措置の命令	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第116条第2項	○		環境課	環境保全
32	変更の命令(石綿含有建築物解体等工事に係るものについては、延べ面積が2,000平方メートル未満の建築物の工事に限る。)	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第125条第2項	○		環境課	環境保全

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による 事務処理特例	備考	担当課	担当係
33	違反する行為をしている者に対する停止命令等	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第139条第1項	○		環境課	環境保全
34	使用料の徴収	武蔵村山市都市公園条例	第7条第1項			環境課	公園緑地
35	監督処分	武蔵村山市都市公園条例	第9条			環境課	公園緑地
36	過料	武蔵村山市都市公園条例	第11条から第13条まで			環境課	公園緑地
37	計画遵守義務に係る改善命令等	武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第34条(第41条及び第44条において準用する場合を含む。)			ごみ対策課	ごみ対策
38	事業者に対する中間処理等の命令	武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第37条(第44条において準用する場合を含む。)			ごみ対策課	ごみ対策
39	事業者の処理等に係る改善命令等	武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第40条			ごみ対策課	ごみ対策
40	処理命令	武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第43条			ごみ対策課	ごみ対策
41	廃棄物処理手数料の徴収	武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第45条第1項			ごみ対策課	ごみ対策
42	一般廃棄物処理業の許可等に係る申請手数料の徴収	武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第53条の2			ごみ対策課	ごみ対策
43	浄化槽清掃業の許可等に係る申請手数料の徴収	武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第56条の2			ごみ対策課	ごみ対策
44	地域の生活環境に係る改善命令等	武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第61条			ごみ対策課	ごみ対策
45	保管場所等の設置の措置命令	武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第62条第3項			ごみ対策課	ごみ対策
健康福祉部							
46		武蔵村山市災害弔慰金の支給等に関する条例			この条例の災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給は、申請に対する処分に当たらず、また、災害援護資金の貸付けは契約行為と判断しました。	福祉総務課	福祉総務
47	利用許可の取消し等	武蔵村山市福祉会館設置条例	第11条第1項			福祉総務課	福祉会館
48	使用許可の取消し等	武蔵村山市老人福祉館設置条例	第9条第1項			福祉総務課	福祉会館
49	延滞金の徴収	武蔵村山市介護保険条例	第7条第1項			高齢福祉課	管理
50	過料	武蔵村山市介護保険条例	第11条から第14条まで			高齢福祉課	管理
51	保険料の徴収猶予の取消し	武蔵村山市介護保険の実施に関する規則	第7条第4項			高齢福祉課	管理
52	保険料の減免の取消し	武蔵村山市介護保険の実施に関する規則	第8条第5項			高齢福祉課	管理

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による 事務処理特例	備考	担当課	担当係
53	敬老金の返還	武蔵村山市敬老金等の支給に関する条例	第6条			高齢福祉課	高齢者支援
54	保健福祉事業の利用承認の取消し等	武蔵村山市民総合センター設置条例	第10条(第29条第1項において準用する場合を含む。)		【共通担当部署】文化振興課	障害福祉課	業務
55		武蔵村山市民総合センター設置条例			第11条の利用料金の徴収は、私法上の金銭の取扱いになり、処分に当たらないため、洗い出しておりません。	障害福祉課	業務
56	団体活動室の使用許可の取消し等	武蔵村山市民総合センター設置条例	第17条(第29条第2項において準用する場合を含む。)		【共通担当部署】文化振興課	障害福祉課	業務
57	団体活動室の使用料の徴収	武蔵村山市民総合センター設置条例	第18条第2項			障害福祉課	業務
58	退去命令等	武蔵村山市民総合センター設置条例施行規則	第8条			障害福祉課	業務
59	使用許可の取消し等	武蔵村山市立若草集会所設置条例	第8条第1項			障害福祉課	業務
60	利用承認の取消し等	武蔵村山市身体障害者福祉センター事業運営規則	第10条第1項			障害福祉課	手当助成
61	手当の返還	武蔵村山市心身障害者福祉手当条例	第9条			障害福祉課	手当助成
62	助成金の返還	武蔵村山市心身障害児医療費助成に関する条例	第9条			障害福祉課	手当助成
63	手当の返還	武蔵村山市特殊疾病患者福祉手当条例	第9条			障害福祉課	手当助成
子ども家庭部							
64	手当の返還	武蔵村山市児童育成手当条例	第10条			子ども育成課	手当・医療
65	支払の停止	武蔵村山市児童育成手当条例施行規則	第9条			子ども育成課	手当・医療
66	助成費の返還	武蔵村山市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例	第11条			子ども育成課	手当・医療
67	助成費の返還	武蔵村山市子どもの医療費の助成に関する条例	第11条			子ども育成課	手当・医療
68		武蔵村山市私立幼稚園入園支度金貸付条例			この条例は、支度金の貸付け(契約行為)について定めたものであるため洗い出しておりません。	子ども育成課	保育・幼稚園
69	育成料の徴収	武蔵村山市立学童クラブ設置条例	第10条第1項			子ども育成課	児童館
都市整備部							
70	地区まちづくり協議会等の認定の取消し	武蔵村山市まちづくり条例	第13条第1項			都市計画課	計画

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による 事務処理特例	備考	担当課	担当係
71	開発事業の承認の取消し	武蔵村山市まちづくり条例	第105条第1項			都市計画課	開発・住宅
72	開発事業に関する工事の中止等の命令	武蔵村山市まちづくり条例	第106条			都市計画課	開発・住宅
73	家賃の徴収	武蔵村山市営住宅条例	第17条第1項		家賃については、公営住宅を公の施設と捉え、家賃はその施設の使用料と同様となるため洗い出しました。	都市計画課	開発・住宅
74	延滞金の徴収	武蔵村山市営住宅条例	第18条第2項(第31条第3項、第33条第3項及び第52条において準用する場合を含む。)			都市計画課	開発・住宅
75	収入超過者に対する家賃の徴収	武蔵村山市営住宅条例	第31条第1項			都市計画課	開発・住宅
76	高額所得者に対する家賃の徴収	武蔵村山市営住宅条例	第33条第1項			都市計画課	開発・住宅
77	駐車場の使用料の徴収	武蔵村山市営住宅条例	第48条第1項			都市計画課	開発・住宅
78	駐車場の使用許可の取消し	武蔵村山市営住宅条例	第51条			都市計画課	開発・住宅
79	過料	武蔵村山市営住宅条例	第57条			都市計画課	開発・住宅
80	延滞金の徴収	武蔵村山市道路占用料等徴収条例	第5条			道路下水道課	維持補修
81	占用料の徴収	武蔵村山市特定公共物管理条例	第8条第1項			道路下水道課	維持補修
82	延滞金の徴収(武蔵村山市道路占用料等徴収条例第5条の準用)	武蔵村山市特定公共物管理条例	第8条第2項			道路下水道課	維持補修
83	監督処分	武蔵村山市特定公共物管理条例	第15条			道路下水道課	維持補修
84	過料	武蔵村山市特定公共物管理条例	第20条から第22条まで			道路下水道課	維持補修
85	占用料の徴収	武蔵村山市下水道条例	第14条の2第2項			道路下水道課	下水道
86	原状回復等の指示	武蔵村山市下水道条例	第14条の3第2項			道路下水道課	工事
87	手数料の徴収(他の区市町村の区域にまたがる広告物等に係るものを除く。)	東京都屋外広告物条例	第29条	○		道路下水道課	維持補修
88	許可の取消し及び広告物等の改修、移転、除却その他必要な措置の命令	東京都屋外広告物条例	第31条	○		道路下水道課	維持補修
89	違反広告物等に対する表示若しくは設置の停止、改修、移転、除却その他必要な措置の命令	東京都屋外広告物条例	第32条第1項	○		道路下水道課	維持補修
90	改善命令等	武蔵村山市下水道条例	第10条			道路下水道課	下水道
91	使用料の徴収	武蔵村山市下水道条例	第12条			道路下水道課	下水道

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による 事務処理特例	備考	担当課	担当係
92	手数料の徴収	武蔵村山市下水道条例	第14条の4第1項			道路下水道課	下水道
93	過料	武蔵村山市下水道条例	第15条から第16条まで			道路下水道課	下水道
94	指定の取消し又は一時停止	武蔵村山市指定下水道工事店規則	第11条			道路下水道課	下水道
95	登録の取消し又は一時停止	武蔵村山市指定下水道工事店規則	第21条			道路下水道課	下水道
96	延滞金の徴収	武蔵村山市下水道事業受益者負担に関する条例	第15条			道路下水道課	下水道
教育部							
97	使用許可の取消し等	武蔵村山市立学校施設使用条例	第4条第1項			教育総務課	教育政策
98	使用料の徴収	武蔵村山市立学校施設使用条例	第5条第1項及び第2項			教育総務課	教育政策
99		武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例			この条例は、医療費の貸付け(契約行為)について定めたものであるため洗い出しておりません。	教育総務課	学事
100	使用許可の取消し等	武蔵村山市公民館条例	第10条第1項			文化振興課	生涯学習
101	使用料の徴収	武蔵村山市公民館条例	第11条第1項			文化振興課	生涯学習
102	退去命令等	武蔵村山市公民館条例施行規則	第5条			文化振興課	生涯学習
103	使用許可の取消し等	武蔵村山市立学習等供用施設設置条例	第9条第1項			文化振興課	生涯学習
104	使用料の徴収	武蔵村山市立学習等供用施設設置条例	第10条第1項及び第2項			文化振興課	生涯学習
105	利用許可の取消し等	武蔵村山市立学習等供用施設地区会館視聴覚機器の利用に関する規則	第9条			文化振興課	生涯学習
106	使用許可の取消し等	武蔵村山市立地区集会所設置条例	第7条第1項		【共通担当部署】協働推進課	文化振興課	生涯学習
107	使用料の徴収	武蔵村山市立地区集会所設置条例	第8条第1項		【共通担当部署】協働推進課	文化振興課	生涯学習
108	利用許可の取消し等	武蔵村山市民会館設置条例	第10条第1項			文化振興課	生涯学習
109		武蔵村山市民会館設置条例			第11条、第12条、第15条及び第16条の利用料金の徴収、減免及び返還承認は、私法上の金銭の取扱いになり、処分に当たらないため、洗い出しておりません。	文化振興課	生涯学習
110	退去命令等	武蔵村山市民会館設置条例施行規則	第10条第2項			文化振興課	生涯学習
111	保健福祉事業の利用承認の取消し等	武蔵村山市民総合センター設置条例	第10条(第29条第1項において準用する場合を含む。)		【共通担当部署】障害福祉課	文化振興課	生涯学習

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による 事務処理特例	備考	担当課	担当係
112	団体活動室の使用許可の取消し等	武蔵村山市民総合センター設置条例	第17条(第29条第2項において準用する場合を含む。)		【共通担当部署】障害福祉課	文化振興課	生涯学習
113	生涯学習活動室の使用料の徴収	武蔵村山市民総合センター設置条例	第27条第1項			文化振興課	生涯学習
114	陶芸窯の使用料の徴収	武蔵村山市民総合センター設置条例	第28条第2項			文化振興課	生涯学習
115	利用者登録の抹消	武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則	第8条			文化振興課	生涯学習
116	市指定有形文化財の現状変更等の許可の取消し等	武蔵村山市文化財保護条例	第14条第4項			文化振興課	歴史民俗資料館
117	市指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の取消し等	武蔵村山市文化財保護条例	第36条において準用する第14条第4項			文化振興課	歴史民俗資料館
118		武蔵村山市文化財保護条例			文化財の指定及び解除は、「行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の一部改正等について(平成6年11月25日庁保伝第41号)」に「行政手続法上の処分には該当せず、同法は適用されない」とあるため、その考えに倣い洗い出しておりません。	文化振興課	歴史民俗資料館
119	利用許可の取消し等	武蔵村山市体育施設設置条例	第8条第1項			スポーツ振興課	スポーツ振興
120		武蔵村山市体育施設設置条例			第9条、第10条及び第12条の利用料金の徴収、減免及び返還承認は、私法上の金銭の取扱いになり、処分に当たらないため、洗い出しておりません。	スポーツ振興課	スポーツ振興
121	利用許可の取消し等	武蔵村山市総合体育館設置条例	第10条第1項			スポーツ振興課	スポーツ振興
122		武蔵村山市総合体育館設置条例			第11条及び第13条の利用料金の徴収、減免及び返還承認は、私法上の金銭の取扱いになり、処分に当たらないため、洗い出しておりません。	スポーツ振興課	スポーツ振興